

様式第9号（第37条関係）

指定炭化水素類発生施設（使用施設に限る。）  
設置（使用、変更）届出書

年 月 日

（宛先）  
埼玉県 環境管理事務所長

届出者 氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあつては  
その代表者の氏名  
（電話番号 ）

埼玉県生活環境保全条例第52条第1項（第53条第1項、第54条第1項）の規定により、指定炭化水素類発生施設（使用施設に限る。）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
使用施設の種別及び構造、炭化水素類等又は炭化水素類等に含まれる揮発性物質の最大の使用量並びに気化した炭化水素類の排出の抑制方法	別紙1から3までのとおり。	※ 施設番号	
		※ 審査結果	
		※ 備考	

- 備考 1 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

## 使用施設

工場又は事業場における 施設番号		
施設の種類		
名称及び型式		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
炭化水素類等の最大の 使用量 (kg/日)		
炭化水素類等に含まれる揮発性 物質の最大の使用量 (kg/月)		
気化した炭化水素類の 排出の抑制の方法		
製品の主な種類		
参考事項		

工場又は事業場における使用施設で使用する 炭化水素類等の最大の使用量の合計 (kg/日)	
工場又は事業場における使用施設で使用する 炭化水素類等に含まれる揮発性物質の最大の使用量の合計 (kg/月)	

- 備考 1 「施設の種類」の欄には、埼玉県生活環境保全条例施行規則別表第3に掲げる号番号及び名称を記載すること。
- 2 設置の届出の場合には「着手予定年月日」及び「使用開始予定年月日」の欄に、使用の届出の場合には「設置年月日」の欄に、変更の届出の場合には「設置年月日」、「着手予定年月日」及び「使用開始予定年月日」の欄に、それぞれ記載すること。
- 3 使用施設において発生する気化した炭化水素類を処理するための設備を設置する場合にあっては、別紙2を添付すること。

使用施設において発生する気化した  
炭化水素類を処理するための設備

工場又は事業場における 設 備 番 号		
処理に係る使用施設の 施 設 番 号 及 び 名 称		
処 理 設 備 の 種 類 、 名 称 及 び 型 式		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
気化した揮発性物質の 処 理 設 備 へ の 導 入 方 法		
除 去 効 率 ( % )		
回 収 す る 揮 発 性 物 質 の 処 分 等 の 方 法		
参 考 事 項		

- 備考
- 1 設置の届出の場合には「着手予定年月日」及び「使用開始予定年月日」の欄に、使用の届出の場合には「設置年月日」の欄に、変更の届出の場合には「設置年月日」、「着手予定年月日」及び「使用開始予定年月日」の欄に、それぞれ記載すること。
  - 2 処理設備の構造及び主要寸法を記載した概要図並びに除去効率に係る設計計算書を添付すること。
  - 3 処理設備の除去効率の算定のための揮発性物質の量の測定箇所及び測定又は算定の方法を説明する書類を添付すること。

別紙 3

工場又は事業場における原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量等の計画

1 使用施設で使用する炭化水素類等（炭化水素類又は炭化水素類含有物）の年間使用量等

使用施設 の 施設番号 及び名称	炭化水素類及び炭化水素類含有物					揮発性物質		
	種類	a 年間の購入量 (kg)	在庫量 (kg)		d 年間の気化した 揮発性物質を回収 し再使用する量 (kg)	e 年間使用量 (kg)  ( $e = a + b - c + d$ )	f 含有率 (%)	g 年間使用量 (kg)  ( $g = e \times f \div 100$ )
			b 年間当初	c 年間末				
合計						①		②

備考 比重を用いて量をリットルからキログラムに換算する場合は、原則として温度20度の比重値（小数点以下第2位切捨て）を用いること。

2 工場又は事業場で使用する低揮発性原材料の年間使用量等

使用施設等 施設番号 及び名称	低揮発性原材料					揮発性物質		
	種類	a 年間の購入量 (kg)	在庫量 (kg)		d 年間の気化した 揮発性物質を回収 し再使用する量 (kg)	e 年間使用量 (kg)  ( $e = a + b - c + d$ )	f 含有率 (%)	g 年間使用量 (kg)  ( $g = e \times f \div 100$ )
			b 年間当初	c 年間末				
合計						③		④

- 備考 1 比重を用いて量をリットルからキログラムに換算する場合は、原則として温度20度の比重値（小数点以下第2位切捨て）を用いること。
- 2 「使用施設等の施設番号及び名称」の欄には、使用施設及び使用施設以外の塗装、印刷又は接着の用に供する施設の施設番号を重複しないように記載すること。

3 使用施設において発生する気化した炭化水素類を処理するための設備による年間分解量等

処理設備の 設備番号 及び名称	処理に係る使用施設等			年間の気化した揮発性物質の除去量等				
	施設番号 及び名称	年間の発生する気化 した揮発性物質の量 (kg)	処理設備へ導入する 気化した揮発性物質 の量 (kg)	処理設備の 除去効率 (%)	酸化、分解等を する量 (kg)	回収する量 (kg)		回収する揮発性 物質の種類
						再使用する量	その他の量	
合 計					⑤	⑥	⑦	

4 使用する原材料から製品となり、焼却され、又は密閉した容器に収納される揮発性物質の年間量

処理設備の 設備番号 及び名称	使用する原材料の 種類	年間の使用する原材料に 含まれる揮発性物質の量 (kg)	製品となる揮発性物質の量 (kg)	焼却される揮発性物質の量 (kg)	密閉した容器に収納 される揮発性物質の量 (kg)
合 計			⑧	⑨	⑩

5 工場又は事業場における原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量等

⑪ 原材料の年間使用料 (kg)  (⑪=①+③)	⑫ 原材料に含まれる揮発性 物質の年間排出量 (kg)  (⑫=②+④)	⑬ 原材料に含まれる揮発性 物質の大気中への年間 排出量 (kg)  (⑬=⑫-⑤-⑥-⑦-⑧- ⑨-⑩)	埼玉県生活環境保全条例施行規則 別表第5第2号の規定により算定される値	
			Aの値 (%) (⑬÷⑪×100)	Bの値 (%) (⑬÷⑫×100)
⑪	⑫	⑬		